

第十九回国 参議院文部委員会會議録第三十八号

昭和二十九年五月二十九日(土曜日)午
前十一時五分開会

委員の異動

五月二十七日委員松本昇君辞任につ
き、その補欠として滝井治三郎君を議
長において指名した。
五月二十八日委員滝井治三郎君及び田
中啓一君辞任につき、その補欠として
松本昇君及び長谷山行毅君を議長にお
いて指名した。
本日委員松本昇君辞任につき、その補
欠として神原亨君を議長において指名
した。

出席者は左の通り。

理事

神木 亨弘君
加賀山之雄君
荒木正三郎君
相馬 助治君

委員

神原 亨君
中川 幸平君
吉田 萬次君
高橋 道男君
安部キミ子君
高田なほ子君
松原 一彦君
長谷部ひろ君
竹中 勝男君

文部大臣 大達 茂雄君
政府委員 文部省管理局長 近藤 直人君

事務局側

常任委員 竹内 敏夫君
会専門員 常任委員 工桑 英司君
会専門員

本日の会議に付した事件

○教育公務員特例法の一部を改正する
法律案 荒木正三郎君外十九名発議
○学校給食法案(内閣提出、衆議院送
付)

○理事(神木亨弘君) 只今より文部委
員会を開会いたします。速記をとめ
て。

午前十一時六分速記中止

午前十一時二十四分速記開始

○理事(神木亨弘君) 速記を始めて、
只今荒木正三郎君ほか十九名発議の
教育公務員特例法の一部を改正する
法律案が当文部委員会に付託になりま
した。つきましては本法律案を議題と
いたしたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(神木亨弘君) 御異議ないと認
めます。
荒木正三郎君から提案理由の説明を
求めます。

○荒木正三郎君 只今議題となりまし
た教育公務員特例法の一部を改正する
法律案の提案の理由を説明申上げま
す。

本改正法案は教育公務員職務の特殊
性に基いて、大学以外の公立学校の校
長及び教員について、同一都道府県内

におけるその異動を円滑にするため、
条件付き任用に特例を設ける必要があ
ると思ひまして、これを提出いたしま
した。

なお附則の施行期日は可及的早急の
必要がありまので、公布の日から施
行することとし、又現在条件付き任用
中の者に対する措置をも定めておりま
す。何とぞ慎重御審議の上、速かに御
賛同下さいますよう、お願いいたしま
す。

○理事(神木亨弘君) ちよつと速記を
やめて下さい。

〔速記中止〕
○理事(神木亨弘君) 速記を始めて下
さい。

○相馬助治君 只今発議者を代表して
荒木委員から提案の趣旨が説明になりま
した教育公務員特例法の一部を改正す
る法律案は、先に、即ち二月十六日に衆議
院より予備審議のために送付されてお
ります衆議院議員前田榮之助君ほか提
案の教育公務員特例法の一部を改正す
る法律案と同趣旨のものであり、第十三
条の二の規定は表現の文字がいささか
異なる点があるのみで、その目的として
いる点並びに改正を必要としてゐる内
容全く同一のものであるように見受け
られます。そこでこの法律案はその予
備審議の段階で未だ質疑等はなされ
ないものでありますけれども、時間
都合上且つ又この法律が当然文部当
局より提案されて両院の審査に任せら
れ、現在の教育公務員特例法の大きな欠
点となつております、そして又教員の

ために非常に不利益になつております
これらの点を改正しなければならな
かつた筋のものとであると、かように考
へます。従ひまして本委員会において
は全会派の賛同を得て提案された法律
でありますから、特別の質疑のない
限りはこれは質疑を省略しても差支え
ないものと、かように考えます。私自
身は政府に向つて質問がありません。
従ひまして若し御賛同を頂けるとする
ならば、一般質疑並びに逐条審議を省
略されることの動議を提出いたしま
す。

○理事(神木亨弘君) 只今の相馬君の
動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(神木亨弘君) 御異議ないと認
めます。それでは質疑は終了したもの
と認めます。
それではこれより討論に入ります。
御意見のおありのかたは賛否を明らか
にしてお述べを願います。

○高田なほ子君 教育公務員特例法の
一部を改正する法律案について、日本
社会党第四控室を代表して賛成の意を
表するものでござります。

教育の向上のためには六・三制完備
以来、幾多の欠陥がござりますが、そ
の欠陥を改めるという点については
あらゆる面において細心の注意が払わ
れなければならないわけではございま
す。ところが地方公務員法第二十二條
の条文の規定によりますと、教員の
転任或いは補充、そういう問題につ
いて非常な困難を伴う条件があつたこと

を、今日まで甚だ遺憾に思つておつた
次第でござります。即ち同一都道府県
内の公立学校校長又は教員に任用され
る場合に、その任用について不当な条件
が付けられ、ここに人事交流の円滑を
期し得なかつたという点をこの法律に
よつて改めることができるということ
は誠に喜ばしい次第でござります。こ
の意味を以て教育を振興させ、更に人
事の交流に遺憾なきを期します。この
法律を心から賛成をいたしまして、今
後残されました国立学校の教員の人事
交流についても同様の趣旨が近い将来
において実現されることを心から期待
いたしまして賛成の意見を表するもの
であります。

○相馬助治君 只今議題となつており
ます教育公務員特例法の一部を改正
する法律案に対して、社会党第二
控室を代表して賛成の意思を表明いた
します。

この改正案は当然なされなくてはな
らなかつたものであります。今日問
題になつておることがむしろ遅きに矢
すると思つております。即ち地方公
務員法第二十二條一項の規定というもの
は、職員の採用又は昇任についてすべ
て条件付のものとし、その職員がその
職において六カ月を勤務し、その職務
を良好な成績で遂行したときにのみ正
式に任用になるものであるということ
を規定したものであります。この法
律は現在の地方教育委員会に任命権が
持たせられたところの地方公務員であ
る教職員の任用について、この法制定

當時はかかる事態を予想しなかつたと思ふのであります。然るところ我々の意思に反して地方教育委員会が設けられ、教職員の任命権者としてこれが相成りました結果、地方公務員法二十二条の規定がそのまま適用されることとなつて、甲村より乙村に転任を命ぜられたる教員は過去の職歴、経験年数の一切を考慮されず甲村を退職し、乙村に新規任用となり、新規任用となつた日から向う六カ月間はあらゆる意味において、法が規定するところの教員に対する保障、法に規定する保障が排除されていたのであります。これはまさに現在の教員に対する任命権の所在というものの、現実を無視した教員の立場からするならば、恐るべき教員に対する侮辱的な差別待遇というところに相成つていたと思ふのであります。従いまして地方公務員法が制定された當時の精神においてもかかる事態を予想していなかつたのであります。これは全く當時の国会が錯誤に陥つて、かかる法律を有したのではなくて、その後における政府当局の一貫しなかつた文部行政の結果がかかる事態を引起したことに思ひをいたすべきであらうと思ふのであります。当然文部当局よりこれを救ふところの法改正の意思が表明され、本院に審議が委ねられるものと期待してゐたのであります。さういふことのなかつたことをこの際私は非常に遺憾とするのであります。

衆議院において前田榮之助君ほか百三十二名によつて同一案件の改正案が提案され、本院は予備審査の段階であります。併しながら会期その他を眺み合せ、私どもは是非とも本法案を成立せしめたいという意味合いから、この際

荒木君によつて趣旨説明されました。今の法改正に対して全面的に賛成し、一日も速かにこの改正法案を成立せしめて、教育に尽瘁する地方公務員たる学校教職員の身分安定のために資したいと、かように存じます。

以上の理由を以て私は本法案に対し賛成の意思を表明し、速かなる通過を期待するものであります。

○理事(細木幸弘君) ほかに御発言はございませんか。ほかに御意見もございませんか。ほかに御意見もございませんか。ほかに御意見もございませんか。

○理事(細木幸弘君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。教育公務員特例法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成のかたの御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○理事(細木幸弘君) 全会一致でございます。よつて教育公務員特例法の一部を改正する法律案は全会一致を以て原案通り可決されました。

なお本会議における委員長のお口頭報告の内容等については例によりまして委員長に御一任願います。それから議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますので、本案に賛成されたかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名
加賀山之雄 荒木正三郎
相馬 助治 中川 幸平
吉田 萬次 高橋 道男
安部キミ子 高田なほ子
松原 一彦

○理事(細木幸弘君) 暫く休憩いたします。
午前十一時四十一分休憩
午後一時四十一分開会

○理事(細木幸弘君) 午前中に引続き文部委員会を再開いたします。

学校給食法案(閣法第一四〇号)を議題といたします。本件について厚生委員の委員外議員の発言を許可することに御異議ございませんか。

○理事(細木幸弘君) 異議ないと認めます。

只今近藤管理局長が出席しておりますから、質疑のある方は御発言をお願いします。

○松原一彦君 私はこの委員会に出席して日が浅いので、給食に関する現状をよく承知しないものであります。この法案審議の先ず前提として、今日日本で行われております給食の実施の情勢を大要御説明を頂きたいと思ひます。

○政府委員(近藤重人君) それでは只今学校給食がどういふ状況の下に行われておりますか、その大要を申し上げます。

学校給食が戦後進駐軍の好意によりまして給食用物資の配付を受けまして再開いたしましたから約八年ほどになつておりますが、その間漸次全国の学校に浸透いたしました。只今では約小学校児童の半数、これは本年の二月の数字によりますと約六百三十九万、全児童が約千百万といたしましてその六百三十九万の小学校児童が学校給食を受けておられる状況でございます。一口に学校給食と申しましてもいろいろな

形がございます。通常我々が考えております完全給食と申しますのは、パンとそれから脱脂粉乳それから副食、この三つが揃ひまして行われる給食を完全給食と申しまして、これが最も理想的なものでございます。理想的と申しますのは、カロリーから申しまして一回六百カロリー、それから蛋白質が二十五グラム、その他脂肪その他でございますが、大体それを標準にいたしました。この完全給食を普及させるということに今まで尽して参つたのでござい

ます。而もその一回の給食の際にはパンが約百グラム、脱脂粉乳が二十二グラムという標準を以て実施しております。そこでこの六百三十九万のうち完全給食を実施しておりますのは、これも二十九年度の統計でございますが、四百五十五万九千でございます。それからミルクだけの給食をしておりましてが百八十三万七千という統計になつております。これを昨年の十一月現在に比較いたしますと、児童の総数が五百六十五万六千、その内訳を申しますと完全給食が四百二十二万七千、ミルク給食が百四十二万八千、総数にいたしましたも相当増加の傾向を示しております。私どもの理想といたしまして是非これを全児童にまで普及いたしたいということを念願といたしまして極力推進をいたしております。今後とも一層この学校給食の発展のために微力を尽したいと考えております。概略でございますが、只今の実情をお話申上げました次第であります。

○松原一彦君 関連して。只今局長から理想としては全児童に及ぼしたいというところであり、一方議員提出の法案を見ましても、これには義務教育に關

する中学校の生徒にまで及ぼしたいということが表明せられております。日本の食生活のうちで粉食を奨励するといふ点からいいますと、米の輸入に代えて小麦粉の輸入のほうが案でもありますので、非常に結構だと思ふのであります。何と申しましても一方には財政という難関があり、財政を無視したる文化的要求といふものは我々は観念的についに走り過ぎます。要求はいたしすけれども、財政の裏付けのないのでは意味をなしませんので、慎重に運ばねばならぬと思ひますもの、当局が今理想として全児童、おそらく小学校だろふと思ふのですが、にまで及ぼしたいというその方針を実現するとして、どのくらいな予算を見たらしめるのか、御計圖があつたらばお聞かせを願ひたい。

○相馬助治君 ちよつと答弁の前に。只今問題になつております松原委員の質問等極めて基本的なことを含んでおると思ふ。私もこの給食法について質問があるんですが、ここに文部大臣が出席してないのはどういふわけですか。そのことを明らかにされて一つ松原委員のあれに……。

○理事(細木幸弘君) 今すぐ見えますから。

○政府委員(近藤重人君) お答えいたします。小学校の児童千百万と申しますが、約千百万の児童と、それに合せまして中学校の生徒、これは約五百四十万であります。この小中学校の児童、生徒に対して全部学校給食を実施すると仮定いたしますと、小麦を仮に全額負担をいたした場合とそれから二分の一補助をするという場合と分けて申上げますと、小麦と乾燥ミルク両

○松原一彦君 曾つて文部省は調味料その他についても相当大幅に援助せられた歴史があるのですが、今調味料とかその他の現物の韓旋等をやつておい

と約七十二億の経費が要するという事になります。

農林省所管で以て費用を見て、そうし

を要する學校が非常に児童救も殖えて

は率直に申しますと、農林省として

はそのほうに非常に力を入れておる、まあ余裕がなかった関係もありまして、私も希望するような点までは農林省の食費会計の経費の見積りはできませんでした。これは率直にそうなのであります。併し無論その趣旨には……これは二億でしたか、これは実際言うと一昨年ですか、予算のほうは相対しておつて、実際はその給食の実が伴わなために予算が相当大幅に残つたという事実はありまして、必ずしも声が上つていっているほど実際給食というものがそれについて行く点が少いようにも思われます。それはいろいろ原因もあろうかと思うのですが、設備費についても、これはやはり或る程度の負担がかかることですから、むしろ普及する点から言つて、設備費を補助することがやはり一つのポイントであらうかと考えます。こういう見地から昨年の冷害、災害の当時から設備費補助というものを始めました。そうして本年度の予算にはそれを計上する。できるならば、まあ食糧のことではありませんから、政府の考え方として、非常に何といひますが、無償で給食をするというより、なにかとまではなかなか実際行かんし、それからそれについては相当費用もかかりますから、とにかく普及をすることが先決であるというところで、まあ設備費の補助を出すというところで、今年の予算では甚だ不十分でありますけれども、そういう程度にとどまつたわけでありまして。農林省は勿論この問題については熱心であります、今申し上げたようなことで、まあ私どもの希望から言へば相当に距離のある、二億程度の計上でありまして、こういうことであります。

○相馬助治君 先ほど来申す通り、私は給食のための予算が足らんというところを指摘し、これを論じたいという意思は持つておりますが、それは暫らくおいておるのであつて、現に議題となつておるこの法律そのものについて、私はやはり文部当局の見解を質したいというので、先ほどの質問をしたわけですが、いろいろ丁寧なお答えがあつたのであります、この法律は大連さんの下において出されたものであるというところには私は意義を感じておる。というのは従来の文部大臣は不幸にして閣内において発言権が少なくて、いわゆる伴食大臣が多かつた。ところが現吉田内閣における大連さんは、お世辞でなくて、非常に強力なる発言権を持たれたる大臣である。私も承知してゐる。そこでこの法律が国の財政支出の義務付けを或る点において明確ならしめるならば、私も両手を挙げて賛成しなければならぬと、かように考へていたのである。ところが出たものを見ると、国の財政支出をどこでも義務付けていない。倫理規定のような形で表現されておるが、この法律が仮にここで成立したとして、来年の予算を編得する面に行くと、この法律が目途とする大部分のお金というものは農林大臣が閣議において頭張つておる金である。文部大臣が頭張つて取る部面というものは非常に少い。そうして農林大臣がそのときの財政規模からしてこの食糧管理特別会計というものを削つて行つた場合においては、それを防ぐ担保としてこの法律は何ら口をきかない。而も、食糧管理特別会計というものが国の財政計画の上から言つて、将来長きに亘つて必ずあるという

費目でないことは大連さん自身が御承知だと思ふ。そこで私はこの法律を通すについて、国の財政支出というものの間に大蔵省並びに農林省と文部大臣との間にお話があつたということに期待して質問したのであるが、それについてのお答えで御努力なさつたことはよくわかりましたが、さればいつてそのことは、立法者の善意の意思はわかるけれども、法律ができてしまつてからその法律が国の財政支出を義務付けていないという意味で非常に残念なので、これらの点についての御見解を重ねてやはり承つておきたいというのが第一点。

それから第二点は、今日地方財政は非常に脆弱で各地に問題を起しておる。ところが、この法律は地方財政の負担だけは明確に義務付けてゐる。政府提案の法律としては誠に珍らしい。手前が出すほうにはばやからかしておつて、それから地方公共団体が出すほうにはびしやりと義務付けておくという、誠に何といひますが、小利口と言ふか、悪質と言ふか、まあ何と言ふか、ちよつと表現に苦しむのですけれども、見方によつては、悪意の論をなす者に言わしめれば非常に突つ込まれる面を持つておる。そこで、政令で定めたもののうちのこの必要な施設、それから設備に要する経費、運営、こゝういふものはこの学校の設置者の負担であるという六条の規定を置くに當つては地方自治庁とどれだけの御相談をされたか、これを承つておきたいのです。御承知だと思ふのですが、全国知事会議がこゝういふ決議をしておりまして、即ち、国会が地方財政の現実を顧慮せず、地方財政の支出を義務付ける

ような法律を作つてもらつては困る、こゝういふことを第一点に言つておる。不幸にしてこゝういふ法律ができたときにも、事と次第によつては出すことはできないと、こゝう言つておる。ところが、この学校給食に関する限りは地方公共団体が苦しくなるというところは、今全国でこの問題に関心を持つておる団体と言わず、個人と言わず、お母様がた、お父様がたは非常に文部省が出しているこの法律に期待してゐるのであります、さういふ経緯に鑑みて政府部内の意思というものを明確にされたいと同時に、地方公共団体に對してどのような話をされておるか。又仮に本法が成立したならば、文部大臣としては給食の設備その他について十分考慮して欲しいというより、何といひますが、懇請状というか、指令書というか、さういふものを地方公共団体に對して出されることを考慮されておるかどうか。ともかく学校給食の問題は挙げて経費の問題ですから、それらのことについて一つこの際明確にお示し願ひたいと思ひます。

○国務大臣(大藏省雄蔵) この学校給食に関する国の負担というものがこの法律においては的確に具体的に義務付けられていないという点は御指摘の通りでありますけれども、事情は先ほど申し上げましたやうなことであります。今後この点は十分努力をいたしまして学校給食の普及充実ということに努めて参りたい、かように思つております。

それから地方公共団体の負担でございしますが、これは無論何といひますが、或る特定の負担を地方に強制して出させるという、つまり学校給食そのものが学校における法律上の義務として課せられていないのであります、学校給食をするかしないかはそれぞれ事情に基いて決定されることである。で、学校給食をするとなつた場合に施設設備に関する経費、こゝういふものはこれは小学校でやることでありますから、やはり小学校の設備の或いは施設の一環としてその小学校の設置者において負担する、こゝういふことは一応相当なる考えであらう。でありますからして、それは学校給食をするかしないかはこれはまあ学校管理者といひますか、それ、関係者において決定することでありませうけれども、それで、することとしまれば、やはり炊事の部屋を作るとか或いは炊爨の設備をするとか、こゝういふことはやはり学校施設そのものの一部と考へるというのが適當であるから、従つてそれは学校の設置者の……という点が一番合理的といひます、常識的なものである。こゝういふふうに考へてこれは立案されたものであります。その場合にそれに対して困で補助をする、こゝういふ考え方がありまして、従つて特にこれを地方のほうに了解を求めるとか交渉したといふことはないのであります。勿論自治庁等においては、これは政府提案でありますからして、その点は了承しておられることはこれは申し上げるまでもないのであります、特に地方庁に、地方の団体その他に聞いてこの点に對して協議をしたとか、事前に話し合をしたといふことはないのであります、大体小学校の設置者が負担するが、実際の補助で、実質の負担は別にし、負担するといふことが一番當を得

できないような変動があるかも知れない、その場合の予算というものをどう

いうふうには操作して行くのかということとを聞いているわけです。

○政府委員（近藤直人君）　そういう場合になりましたら勿論農林省と相談いたしまして予算を増します。

○高田なほ子君　その場合には農林省と相談をして予算をふくらまして行くと、こういうお話ですが、それは可能なことですか。

○政府委員（近藤直人君）　必ずできるものというところは申上げられませんが、そ

ういうふうな努力をいたして参りたい
と思います。

○高田なほ子君 努力をしても可能で
ないという場合にはその対象になつて
おる積算の基礎である四百二十二万七
千名の児童の絶対数を減らして行くこ
ともいうことも又可能じゃないですか。標
作をすればこれはこの給食というもの
は目的に書いてあることが若干運営の
面においてその目的を達することができ
ないという結果が生じやしないかと
いう私は心配を持つておる。これはも
ともと学童給食の予算というものを食
糧管理特別会計に求めるといふところ

摘して来たところでございませう。私の今こゝで強くこの対象にしたかゝる児童数を減らすやうなことがあつてはならないので、こういう質問をしておるわけです。そこで四十三万の保育所の幼児の分もこの十七億百万の中に入つてゐるわけですか。

○政府委員（近藤重人君）　そうでございます。

○高田なほ子君　そうするとこの法律

に従つて十七億百万という予算が組ま

れておるわけですね。この法律に従つて今提出されました法律の中で、どこに保育所というような内容的な言葉が含まれておりますか。

○政府委員(近藤直人君) 保育所のこ

○高田なほ子君 保育所の幼児に對し

○高田なほ子君 文部省の予算に入つ

○高田なほ子君 文部省の予算に入つ

○高田なほ子君 文部省の予算に入つ

○政府委員(近藤直人君) この厚生省

の改善の意味もございまして、又教育

の改善の意味もございまして、又教育

○高田なほ子君 ついででありますか、

○政府委員(近藤直人君) これはパン

○高田なほ子君 文部省の予算に入つ

○高田なほ子君 文部省の予算に入つ

○高田なほ子君 文部省の予算に入つ

○政府委員(近藤直人君) この厚生省

の改善の意味もございまして、又教育

○政府委員(近藤直人君) 只今学校給

○高田なほ子君 予算の關係上小学校

○高田なほ子君 予算の關係上小学校

○高田なほ子君 予算の關係上小学校

○高田なほ子君 予算の關係上小学校

○高田なほ子君 予算の關係上小学校

○政府委員(近藤直人君) 只今学校給

の改善の意味もございまして、又教育

から農林省の予算に計上してあること

○高田なほ子君 予算の關係上小学校

○高田なほ子君 予算の關係上小学校

○高田なほ子君 予算の關係上小学校

○高田なほ子君 予算の關係上小学校

○高田なほ子君 予算の關係上小学校

○政府委員(近藤直人君) 只今学校給

の改善の意味もございまして、又教育

いというところから、そういう

○高田なほ子君 予算の關係上小学校

○高田なほ子君 予算の關係上小学校

○高田なほ子君 予算の關係上小学校

○高田なほ子君 予算の關係上小学校

○高田なほ子君 予算の關係上小学校

○政府委員(近藤直人君) 只今学校給

の改善の意味もございまして、又教育

様にやはりお世話申上げるつもりでございます。

○委員外議員(竹中勝男君) そりすると小学校などと同じ取扱ひを受けるわけですか。

○政府委員(近藤直人君) この取扱ひと申しますと、ただ私どもでは給食用のミルクのお世話をいたしておるだけでございます。それでミルクの量その他につきましては、これは勿論小学校の児童と幼児とは発育が違いますので、その分量その他につきましては異なっておりますが、これは厚生省の御計算によりまして、私どもへ出て参ります数字を基礎にいたしまして、韓旋の手配をしておるわけでございます。

○委員外議員(竹中勝男君) 小麦粉のほうは全然ないわけでございますか。

○政府委員(近藤直人君) 小麦粉のほうはこれは現在もそうでありまして、食糧管理法の規定並びにそれによる政令でございますが、これによりまして保育所も二分の一の補助を受けております。将来ともそれで参るつもりであります。

○委員外議員(竹中勝男君) それは食管のほうから出ておる小麦というのは、文部省のほうを通さずに直接厚生省に行つておるわけですか。

○政府委員(近藤直人君) 直接でございます。

○委員外議員(竹中勝男君) それは従前通り変わらないわけですね。

○政府委員(近藤直人君) はあ。

○委員外議員(竹中勝男君) そりしますとこの条項で行きますと、どの点が新らしく保育所に予定した条項なんですか。

○政府委員(近藤直人君) この法律には保育所関係は全然外してございまして、法律には関係ございせんので、ただ先ほど申し上げましたように従来通りお世話を申上げるといふことでございまして、この法律には直接関係ございません。

○委員外議員(竹中勝男君) 実質的に別に変わりがないわけでございますか。

○政府委員(近藤直人君) 変わりがないわけでございます。

○委員外議員(竹中勝男君) そりのことなんでしょうか。有難うございまして。

○高田なほ子君 ちよつともう一点、一つ抜かししましたから文部大臣にお尋ねをいたしますが、僻地における学校の給食という問題は、へき地教育振興法が審議されましたときにも非常に大きな問題になつたわけですが、幸いにし今回本法律案が成立するような段階に入つておりますが、ここに掲げられております学校給食設備補助、学校給食事業委託費、こつちうふに掲げてある中の設備費補助は僻地のほうに重点をおいておやりになるおつもりか、どういふふうになつておりますか。この設備費の補助の内容というものを詳しくお話し下されると同時に、大臣からは僻地における学童給食を如何にして実施するかということについて、御見解を承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) 施設設備の補助でございますが、法律では一般的に給食を実施する場合の学校の施設設備を補助するといふ規定だけでございまして、地域的に僻地とか、そりい

つた差別はございせんから、一応私どもは全国一律に適正に配分する方針を考えております。

それからその施設設備の内容でございますが、これは給食施設と申ししましてもいろいろございまして、一応考えられますのは、先ず一番大きなものはやはり調理室でございますが、調理室、それからこれに付帯する給食の材料倉庫、或いは調理の準備室、それから着物を着換える更衣室、或いはパン置場、或いは材料受入れ場といふようなものを一応給食の施設と考えております。それからその他設備といたしましては、これは食器類或いは鍋釜、調理台、流しとか或いは野菜裁断機、食器洗滌消毒器とか、そりいつたものが一応設備と考へております。或いは粉乳の攪拌機とか、そりいつたものでございまして、給食の設備は大体そりいつたものを考へておりますが、その補助金の額でございますが、これは大体一校当り二十万円程度を予想しております。その二分の一を補助するといふ見当をつけておりますが、これはなお私どもで更に検討いたしたいと思ひます。大体一応の方針はそりいふこととあります。

○高田なほ子君 一校二十万円といふと、これは全体で五百万ですか、五千万ですか。

○政府委員(近藤直人君) 五千万円で

○高田なほ子君 そりすると一校二十万といふと、大体何校分になりますか、計算すればわけないのですか。

○政府委員(近藤直人君) 一応二分の一補助でありますから大体五百校です。

○高田なほ子君 小学校は三万数千校あるわけですが、そのうちの五百校に、一校当り二十万円といふことになると、大変これは少いと思ひます。そりい御説明を聞くと材料倉庫とか、調理室とか、準備室とか、更衣室とか、大変立派なものができるように思ひますけれども、内容から考へると甚だお情けないのだが、一つ大臣に懇話して頂いて、もう少しこれが本当の目的を果せるような方向にして頂かなければならないのですが、これを強く要望いたしますが、大臣から一つ僻地の問題についてどういふふうにお考へになつてゐるか、この場合ですから一応伺わして頂きたいと思ひます。

○国務大臣(大藏茂雄君) それは先だつての僻地振興法案に關係する決議案の附帯決議の中に、その点が謳われております。この法律案といたしましては、これを特に僻地についてどういふことはありませぬ。これは僻地という特殊の事情に鑑みて予算の運用の上で、若しくは別途にこれに特別な考へ方をするとすることにしなければならんかと思ひますが、これは実は私は僻地の事情というものが甚だ暗いのであります。これは地方々々によつてそれぞれ非常に事情が違ふのじやないかと思ひます。さらばといつてこれを必ず給食するようには義務付けるようには、その点からいつていろいろ検討しなければ、却つて僻地にいろいろ負担をかけるというよりな点も起るかと、或いはそりでないようにするためには、義務付けると共に特種な援助といふのです。特別な補助の途を考へるとか、何かそりいふことになるのじやないかと思つております。これは只今

のとこでは僻地に対する給食について特別な考へ方をしておるということはありませんので、これは今後研究して参りたいと思つております。それぞれの事情で、僻地において随分生活の程度の低いようなところも、経済的条件が悪いのですから、ありはしないかと思ひますが、その点から一律に義務として僻地のほうに学校給食をせよといふところまではなかなか行けないのじやないかと思つておる現状でございます。僻地において自発的に学校給食をする場合には、勿論この法律によつて、或いは予算による措置をとることとは、同じように均等されるということとは問題はない。その点は事情をとくと調べて実情に應ずるようになした措置を講じて参りたい、こり思ひます。

○高田なほ子君 僻地の事情はいろいろそれはまち／＼でありますから、一律にこれを義務付けるといふ、そりいふことになつて参りますと、現在の状態では無理のあることは、私も決して無理がないといふようなことを申し上げる氣持はございませぬ。けれども私はその僻地の学童給食という問題は実にこれは大きな問題で、六・三制の暗い谷間の又その中の一番暗い谷間の中の僻地のこの問題を解決するといふ熱意は、大連又相お一人ではなく、現吉田内閣の閣僚が本當にこの子供の食生活を考へたならば、僻地の学童の實際の食生活の問題といふものについて、私は本當に皆が頭を突込んで、一晩大臣たちが意氣投合されるならば、私は一晩でこんなものは解決つくと思ひます。いやみを言うわけではないですが、保守合同には變身をやつす大臣諸公が、僻地の学童たちの食生活を

御存じにならず、ここに大臣に質問申しまして、私なんか泣きたくなくなつてしまふ。こういうことは私は問題だらうと思うのです。ここで余り私いやみを申上げるとは必要ございませんけれども、これは是非児童給食法が、こういうチンドン屋のような恰好で法律が出来まして、言へば幾多の申上げようがあります、どうぞ一つ弊地振興法が通つた際に、又学校給食法が通つた際に、これを転機に真剣にお取上げ頂きたいということを私は本当に強く希望いたします質問を終ります。

○委員外議員(竹中勝男君) 文部大臣にこの際お尋ねしておきたいのです、児童の給食の中で、国民栄養の点、国民食生活の点から言いますと、やはり学校に行くまでの子供、幼児といふのですか、学童前期の子供の栄養がやはり非常に重大なウエイトを持つてゐると思ふのです。むしろこの期間の栄養といふものが将来を決定するといふくらい的重要性を持つてゐると考へておられます。

最初にお尋ねしたいことは、私厚生関係のことをやつて来ておりますが、この保育所、幼稚園という所管が違ふこと、名称が違ふこと、そして多少内容が違ふことといふものから、保育所側の不便が非常に多いのであります。あたかも幼稚園に行く子供は食生活がよいような階級の子供が行き、保育所に行く子供は食生活が落ちてゐるような印象を大体与えてゐるのですが、文部省の行政として、保育所と幼稚園を一体化して、とにかくブレ・スクールの学童になる前の零歳から六歳までの子供を一体的に教育し、保育するといふ、こういう制度をお考えになつて

おられることはありませんか。先ず第一点はそういうところから……

○国務大臣(大達茂雄君) これはお話の通りに、実際の事情から言いますと、幼稚園と保育所といふものは余り区別が実質的にはないように思ふのであります。ただ考え方が違ふものであります。これはまあ申上げるまでもないことであります。幼稚園のほうはとにかく教育という見地から義務教育へ通う前の子供にその予備的な教育、養育をする。それから保育所のほうはやはりいろいろ家庭的にも恵まれない子供たちに家庭の温かさといふものを、同じような、それに代るような施設をしよう、こういう建前になつており、従つて片一方は文部省所管であり、片一方は厚生省所管、こういうふうになつてゐるのですから、そういう建前、趣旨が異なつてゐるから、これは一緒にしてしまつてゐることは事実上相当困難だらうと思ひます。ただその点は、併し実際からいふと、幼稚園と保育所といふものは大して区別がないのが実情であります。そこにいろいろ不均衡の問題とか、或いはいろいろ問題が起ると思ひますが、これはできるだけ厚生省のほうとも連絡をとりまして、そういうことのないようにいたしたいと思ひます。従来私もそういう考え方で教育して参つてゐるわけなんです。それで給食の問題でも、先ほど御質問がありました、これは幼稚園のほうにはまだ給食の制度にしても又予算にしても手が及んでおりません。保育所のほうは給食のための妻の価格を安く提供する、ミルクの世話をするといふことが行われてゐる。これはやはり片一方では社会保障

的な考えで、救済的な考えだから保育所を主とする。併し幼稚園のほうは小学校を対象にして、学校給食といふものを中心にして、だん／＼拡充して行つておらん、考え方の違いがそういう点にも現れてゐるのであります。これはまあ厚生省としてはやはり大切な子供についての行政であらうと思ひます。それから、これは相互によく連絡をして、それは事実上同じようなものである。従つてやはり割合に食生活に恵まれないような子供さんは保育所に行く。その点はやはり厚生省でも十分考へてなつて、私どものほうでもできるだけお手伝いをして、一緒に行くようにして行きたい、こう思つておりますけれども、今保育所と幼稚園を一緒にしてしまつてゐることは、なか／＼事実上上をいうわけにいかないのではないかと申すのであります。

○委員外議員(竹中勝男君) よく私もその事情は大臣の言われるような意味があると、少くとも過去においてあつたわけですが、今現在においては勤務階級といふものの九割九分までが大体同じところに来てゐるわけであり、教育を受ける幼稚園、それから保育所と保育所という差別を残す必要はない段階に来てゐると考へます。それでこれがありますと、やはり虚栄から、うちの子供は保育所に入れるよりは幼稚園に入れるというので、無理して幼稚園に入れるわけです。そうすると結局給食がやはりまずいものを、給食の必要があるものが実は幼稚園にたくさん行つて、逆にそうすると保育所というものが標準が一つ低いと

いいですか、保育所に行つてゐる者は貧しい家の子供、幼稚園に行つてゐる子供はいい家の子供といふふうな教育上の面白くない結果が今非常に現れて来ております。そのために保育所が発達しないし、又幼稚園も恐らくこれからは発達しないのじやないか。どうして勤務階級といふものは一つなんですか、それは三井の息子だとか、岩崎の子供だとか、娘さんといふのは幼稚園に行つてもいいのですが、まあそれは極く少数ですから、一つこれはやはり文部省が教育的な立場から重要な教育的な問題として取上げて頂きたいと思ふのですが、どうしてもこれはどちらかに、私はまあ文部省に移管してしまつてもいいし、厚生省に……学童前期の子供の保育及び教育といふものは内容は同じことをしておるのじやないかと思ふのです。が、保育所の保母さんの試験もむづかしいことになつております。私も試験委員をしておつたことがありますが、資格の上から設備の上からも、むしろ保育所のほうが非常にむづかしいのです。作る上に基準が非常にありまして、実際に必要な子供の十分の一も今入つていないのです。十分の一ぐらいです。それだけ高い標準を求めて保育所は今要求されてゐる。そういう現実を面しておつて又国民の保健の上から言つても、栄養の上から言つても一番重要な時期ですから、教育の面から言つても一番重要な時期だと思ふのです。六歳まではこれは何とか厚生省で一元化するとか或いは文部省で一元化するとか、給食のようになつて今度この法律に保育所をとにかく内容的に入れておられることは我々としては

有難いことなんです。ここまで来るならば一歩進めて保育所も法律の中に入れてしまつて、幼稚園保育所といふものを一体的にやはり給食する施設だ、児童の施設だといふふうにして頂きたいものだと思ふのですが、まあそれが厚生委員として非常な希望、又教育の立場からいふとしても一体的に学童前期の子供といふものは国が徹底的にこれは社会保障と同時に教育対象としてやる。もはや幼稚園、保育所の区別をして置く時代ではないと感ずるものであります。これは国民所得の分配の状況から見た一つです。勤務階級といふものは、そういう点をやはり大臣の肚の中に入れて頂きたいという希望です。

○国務大臣(大達茂雄君) 御尤も、誠に御尤もであります。十分研究して参りたいと思ひます。ただ申上げるように、これは事務的にはなか／＼一緒にするとどうしても厄介な問題でありますので、これは私は全然同意です。おつしやつた通りに十分研究するつもりであります。

○荒木正三郎君 私二、三お尋ねをしておきたいと思ふのですが、初めに法律の目的の問題ですが、この法律の目的は美に大きな問題を含んでゐると思ふのです。その一つは、児童の心身の健全な発達に資する。それから国民の食生活の改善に資する。これは日本の当面している私は最も重要な問題の一つではないかといふふうに考へるわけなんです。この問題はどうしても我々が解決しなければならぬ大きな問題だと思ふ。こういう大きな目的を持つておるこの法律が、その裏付けになるのが予算的に見れば二十億足らずという

ことになるわけですが、これは先ほど相馬委員からも質問があつたのです。が、これでは大臣もおつしやつておつたように非常に立派な大きな目的は持つてゐるけれども、その目的を実現するといふのはなかなか、はまりにくいのじやないか。これにはまあいろいろ事情があるだらうと思ふのですが、私はこの目的がいけないといふことを言つておるわけではない。やはりこれは非常に結構ですが、出発当初はこういうものであつても、今後にはやはりこの目的に副うように一つ努力して行こう、順次予算も補充しその実を挙げて行こう、こういう熱意を持つて大臣としてお出しになつてゐるのかどうか、そういう点を伺つてみたいと思ひます。

○國務大臣(大連茂雄君) この学校給食法の目的の一つとして、国民の主食の合理化といひますか、そして更には主食改善といひますか、米食に偏つてゐる点を今後の国民生活においては是正して行くといふことが一つの狙ひになつてゐるのであります。これは私の個人的な見解であります。急速に主食といふものを或る程度変えて行くといふことはなかなか容易なことではないと思ひます。そこでやはりこれはいろいろの要素が伴ひましようから、急速にこれを實現するといふことは今日日本の経済事情に照らして見れば非常に大切なことではあらうと思ひますが、実効的に考へるとなかなか簡単なものじやない。そこで学校においても、やはりその見地から小さい時からそういうことに自然に馴れて行くといふことが、これは当然他の教育上の躰けとか或いは一緒に食事をして和やかな環境を作

つて食事をするとするといふような点は無難でありますけれども、その主食の点からいつて、まあこれも一つの教育……目的を持つたものでありますけれども、教育であるので、ただ非常に急速の効果を挙げたいものでありますから、私も考へてみますと、これはできるだけ予算を取つて大規模に普及をして行くといふことは無論望ましいのでありますけれども、併しそれを普及したからといつて、三年、五年の間に主食の改善といふことが目に見えて国民生活の上に現れて来るといふことは、私はなかなか困難じやないかと実は思つております。これは食事の経済的な、といひますか、パン食をし、まあバターをつけて食べると

かいうような経費とか家計上の負担と、現在の国民の主食に対する経済上の負担の問題が恐らく一番大きな要素であらうと思ひます。でありますから、急速にはそこまでこの法律案が急速な効果を目途としておるとは私は考へてはおらない。ただ將來、国民の偏食から来るいろいろな健康上の問題もあるでしょう。栄養上の問題もありましよう。或いは経済上の問題もありましよう。いろいろな点から見ても、これは大きな將來の一つの教育上の見地からも、そういう意味で取上げられて参りたい、こういうふうに考へておりますので、今後ますます学校給食といふものは普及し拡充し大きな目的に向つて進まなきやならんと思ひのであります。さればといつて、實際非常に予算をこれに計上して今急速に国費をこれに傾けてやつて行くといふことは事実上非常に無理じやないかと、実は率直にそういう感じを持つて

おります。ただ事柄は極めて重大であり大切な事柄でありますから、そういう見地において一般の父兄がたなり先生がたなり或いは一般的な理解と共にこれを拡充して行きたい。今回の法律案もその趣旨において私としては提案した次第であります。そういう方向に今後とも努力したい、こう思つております。

○荒木正三郎君 この児童の心身の健全な発達という問題ですね、これは私は非常に重要な問題だといふふうに考へておるわけがあります。特に日本人の地位を改善するといふ問題は、これは今後の日本の建設の上の基本的な課題ではないかといふふうにまあ考へてゐるわけなんです。而もこれは一朝一夕になし得る問題ではない。数十年、数百年かかる問題であるかも知れない。併し、國際的に見ても日本人の地位といふものは決して……私は素人ですからよくわかりませんが、少くとも常識的に見て優れたものとは言えない、そういうふうな感じを強く持つております。従つて日本人の地位の改善といふ問題は、少くとも国策として方針を決定してそれをしてそのことに努力するといふほどの私は問題ではないかと思ひます。それを、体位の改善と関連してこの目的の第一に児童の心身の健全な発達を図りたい、こういうことなんです。併し、私はこの問題は、大臣が言われるようにその金は出せないんだといふ考へではちよつと了解したいのです。こういう問題こそ相当な費用を出しても……勿論学校給食だけでこゝろを目的が達せられるとは思ひません。が併し、非常な努力を要すると私は思ふのです。そういう点

では大臣はかなり消極的のやうなお考へですが、これは一つ十分検討して頂きたいと思ふのです。

それから国民の食生活の改善という問題ですが、これは体位の改善と私は密接な関係があると思ふのです。併し今学校給食をやつてゐるのはまあ米が足らんから麦を食ふと、そうして脱脂ミルクですか、これを飲ませた、これはこれだけで国民の食生活改善だといふふうには私は考へてゐないのです。勿論常識的には日本は米産地帯です。米産地帯である日本であるけれども米が足りない。それを補うに麦を以てするといふことは、私はそれでいいと思ふのですが、併し麦と脱脂ミルクを食ふて、それで国民の食生活改善だといふふうには到底考へられないのです。わ。もつと食生活改善という問題は、この問題もつと私は政府全般として食生活の改善のその内容をすね、そういうものを一つ十分検討してその方針を立てる必要がある。そういうものに関連をしてやはり学校給食といふものもおい／＼そういう方向に努力する。非常に安上りの一個のパンと脱脂ミルクでこれが食生活の改善の充実だ、こゝろ言つておるけれども、私はなかなか納得しにくい。そういう意味でこの問題はもつと私は検討してもらいたい。これは文部大臣にこゝろを要請するといふことは無理があるかも知れません。併しこれは二つとも日本の国策の根本に觸れる問題じやないかといふふうに思つておるのです。そういう点を明確にして、そうして学校給食といふものをどういふふうに行かせるかといふことを、もつと十分研究すべきだといふふうに考へます、こ

れはまあ若干意見ですけれども、ですからこれに関連してお尋ねするのですが、こゝろ目的を以てこの法律は学校給食の普及充実を図る、こゝろおるのですが、私は今日普及充実を妨げている一番の理由は、やはり給食費が払えないという点があるのじやないか。私の知つてゐる学校で極く最近相当な金をかけて立派な給食設備をこしらへました。こしらへて二、三カ月立つて学校給食をやめてしまつた。そこで非常に不思議に思ひました。こゝろ事情を聞いてみますと、だん／＼給食費を持つて来ない子供が殖えて来た、払えない子供が殖えて来た、その率が相当程度に高まつて来たのである。学校として給食することはいくらも困難になつて来た、そういうことで父兄と相談の上やめることにした、こゝろいふことを聞いたのですが、これは私は全國的な傾向ではないかと思ひます。成るほど一食分は私どもからみれば安いものです。二十円か三十円、二十円もしておらない、十四、五円じやないかと思ひますが、そうするとこの一食分といふのは成るほど安いとありますが、これが一カ月分になると二百五十円になる。それに二、三人子供が行つておれば七、八百円になる、だからこの金はどの家庭でも負担するといふことになる。相当困難であるといふことは十分わかります。この間文部委員会の視察で静岡縣等の給食事情を調査した際に、どこの学校へ行つても大体四割か五割くらいは給食費が払えない、これは要保護児童と違ひます。要保護児童以外にそれくらいの子供は払えない、こゝろ事情にあるといふことを聞きました。四割乃至

○國務大臣(大達茂雄君) 私どもはやはりこの学校給食というものがいろいろその必要を叫ばれておるにもかかわらず、なか／＼普及をしない、むしろ逆に減つておる、尤もまあ去年の秋の災害、冷害から又殫えると申しますか、給食児童が多くなつて来ておりますけれども、少くともそれまではだんだん給食は減つておるといふ一番大きな原因が、やはり荒木君の御指摘が原因じゃないかと、こう思つております。ただそういう見地から学校給食というもののにいわゆる社会保障的な考えを欠いて入られて給食を普及するという点に実は相当難点があるわけであります。まあ政府部内におきまして、この給食の費用というものについての予算というものがなか／＼、そう簡単に計

といふものを免除し若しくは軽減する方法を講じたい、こういうふうに考へております。ただ遺憾ながらなか／＼実情は我々の希望に副うような状態になつていないといふことは、これが教育施設であるというのか或いは一種の社会保障的な問題であるというのか、そここのところにはつきりしない点があるのであります。それから更にこれにわたるがただ主食改善というか米食偏重を是正するという経済的乃至は食糧政策的といふ点も出て来る。従つてこれが農林省の食管会計で賄ういろ／＼の学校給食といふものの性格それからそれが国の施策として取上げられておるその考え方にまだはつきりしない点があるわけです。今度のこの法律案によつてその点が或る程度明確になる

さい。

○荒木正三郎君　もう一つの問題は、学校給食を実施なさるに当つてこれをお世話をする機関の問題です。私がこゝで文部大臣の考えを聞いておきたいのは、私がこの間山口県へ参りまして、そのときに、図らずも学校給食の問題で犠牲者が出ているのです。私は実例を挙げて甚だこれはどうかと思うのですが、あそこ保健体育課長ですが、名前は知りませんが百五十万円か二百万円使ひ込んだ。そういうことで司直の裁きを受けた。これはどの機関がやつても、そういう問題が起るでしよう。私は起ると思いますが、そのときに私がちよつと感じたことは、教育の、やはりこれは指導する立場にある、地位にあるかた、そういうかたが誤つて

じやないかというふうに強く感じてゐるわけです。機会があればこの問題は文部大臣に一つ所見を質したいということは前から思つておつたのです。丁度この法案が出ましたから、この機会にお尋ねしているわけですが、これは相当考える必要があるのじやないかというふうに思つておりますが、まあ大臣の所見を一つ伺いたい。私はこれで質問終ります。

○国務大臣（大藏蔵輔君） お話の通り、やはりこういふことを取扱うといふと、ややもするとそういう嫌な問題が起る余地があるうと思ひます。一体この学校給食ということがまだ私は制度としては殆んど体をなさんと言つちや語弊がありますけれども、あらゆる点で非常に不備なものである。成る

策といふものがこのうちに入ることであることは、私は学校の教育制度としてはどうなるかと思つておる。先ほど荒木さんに御返事申上げた。糧事情を急速に変えてしまふ、いわゆる食糧政策としてやるのだという考え方は、私は持ちたくない。やはり国民の方には、私は将来の主食の改善、或いは主食の合理化という面から、やはり教育の一環として取上げて扱ふべきものだ、従つてこれに非常な経費を今かけて、急速に、一挙にこれによつて食糧問題の解決を図らなければならぬといふことは、私としては実は余ほど検討の余地があると思う。やはり教育としての学校給食という線を壊すというこ

とはいけない、実はかように考えております。給食制度といふことは、今申上げるように、この法律によつて先ず大體、如何なるものであるかということ、はつきりしたと思うのです。そこでこれに伴つて、制度としてもこれを、逐次不備の点は整備して行かなければならぬ、その点から言つても、この法律案は、必ずしも完全なものではないことは、先ほど申上げた通りであります。今のようない問題が起りますことも、やり方がやはり制度としてはつきりしない、そこは適宜に任されておる点があるというところに、やはりそういう問題が起る余地があると思ひます。実は文部省では世話をしておるものであります。これは団体でやつております。これはこういう品物を引取つて、それを各府県に廻すとかいうようなことは、文部省の役人の仕事としては非常に、何といひますか、不適当と申しますか、馴れんことと申しますか、団体をやつて、団体にその指導をさせるとか、この場合に、団体に対して国費を以て補助をする、これは実は今年の予算の際にはこの補助といふものは削られてしまつた、私は僅かな経費でありますけれども、実は事務当局に頑強に奮闘をして、これは復活してもらつたのです。復活してもらつた意味は、実績は私詳しくは存じませんが、こういう仕事は役所でやる仕事である、そしてただ役所でやる仕事が仕事の性質上不適当だからして、これを団体にやらせる、つまり役所の仕事を団体に代行させる、従つてこれに要する事務費その他の経過といふものは、官庁の事務費と同じ性質のものである、だからこれは当然国がそれを見なけ

ればならぬ、事務費を出すのと同じことだ、それを補助も何もしないで、団体にやらせるというところは、結局地方から取扱ひの経費を幾らか取立て、頭をはねるということに結局ならざるを得ない、そこに私はいろんな問題が派生する虞れがありますから、これは飽くまでも役所の事務を代行する機関であり、必要な事務費といふものは国が見るべきものであつて、手数料その他ものを取立てるとか、そういうことは結局、そうでなくとも父兄は給食費の負担に困つておるのですから、仮に幾ら微細なものであつても、頭をはねるといふ考え方はよろしくないと思ひます。こういうことで、実は頑強に補助費を復活してもらつたのです。私としてはさきような意味で、できるだけの起る余地のないように、そういうことの扱ふことでありますから、こういうやり方であれば全然問題は起らないといふことはあります。あります。けれども、氣持としてはそういうふうな、こういう問題からいへば、変な問題が起らないように、これは公務員としても、殊に教育に關係してそういう事態が起るといふことは、教育上から見ても非常によろしくない、そういう点から見ても今後十分政府として不備を整へつつ、そういう点について十分注意をいたしたい、こう考えます。

○吉田萬次君 私はこの問題の採決に當つては賛成をいたしますが、個人私としては、この問題に対しては非常に疑義を持ち、むしろ反対の立場に立ちたい、これが若し普及徹底しました場合は十分に補給ができるかどうか、それから又食生活の改善といふことを言つておられますけれども、糧食を食粉にするといふ、ただその一言であつて、實際食生活の改善だつたら、もう少し大所高所に立つて、そして大きくこれを広く考えなければならぬと思ひます。私はその小麥のほうは、或いは粉乳、粉食といふようなものを考へておられますけれども、併し私のほうでも米産地帯もありまして、むしろ小麥を使つたらば非常に高くつくといふような所もありまして、又いふ類その他を利用すれば季節的にでも食生活に對する私は方策を講じられると思ひます。私は六百カロリーといふものを基準にしたならば、六百カロリーを出すような方策をして食生活の改善を図るべきものであつて、ただ小麥に依存し或いは粉ミルクを使うなどといふようなことは、これは實際將來日本の食生活に對して本當に貢献するものかどうかといふことを私は疑ひます。又先ほど荒木さんがおつしやつたんだ、給食の児童が減つて行くと言われますが、これは尤もだと思ひます。これは私は社会保障制度として相當考究しなければならぬ重要な問題だと思ひます。それはなぜかといひますと、お互いに働いて生活をする者といふものは貯蓄がありませう。そのために一日暮らすには何とかして子供を食わして行くことはできますけれども、併しながら今日三人の子供があつて二千円なら一千円の金を一時に出すといふような金は私はないと思ひます。従つてどうかといふと、給食をしてもらふがために家庭が苦しく、給食をせないほうがむしろどうかといふと、何とか引つづいて家計を維持することができるといふ点から考へたならば、私は將來に對し

て、殊にデフレーション政策であるとか或いは緊縮政策であるといふようなことが標榜せられて、そうして不景氣が来るという目録に迫つた國情に對しても、食生活の解決といふようなものから考へても、將來といふものを考へまして、そうしてこの方策を立てるにつきます。これは文部省が取扱ふべきものか、農林省が取扱ふべきものかといふことに對して、私はこれは研究せねばならぬと思ひます。今日食生活の改善に對して農家では第一つを改善したならば莫大な燃料の節約ができるといつておる。それ一つすらやれんやうな今日のような状態でありまして。でありますから、私は理想的に問題を取上げて、そうして單純な机上の空論によつて將來を卜するといふようなことは私は間違つておる、私はむしろ現在、あの戦後におけるところの日本の國情において、そうして學校給食といふものは確かに私は必要であつて、欠食児童に對する方策として私はいいものであると思ひますけれども、今日の國情から考へましたならば、私はむしろ給食などといふものは間違つておると思ひます。個人としては私は今日文部省の立場から考へるのと、農林省の立場から考へるのとのおずからそこに異なつたものがあり、文部省としての今日學校給食に對する考へといふものは大いに考慮せなければならぬと思ひます。私は時間もありませんが、大にこれは大臣の御考慮を煩わしたいと思ひます。

○安部千三子君 時間もございませんで、私總括的に自分の感想なり又大臣に要望したいと思ひます。私が昨年こちらに参りまして一年以上になりました。殊に大臣といふいろいろな点で接觸いたしておりますので、今日大臣の文教政策が、日本の教育なり日本の將來にどういふふうな影響を及ぼしたかといふことにつきます。は、大臣にもいろいろな点で反省がありになるんじゃないかと思ひます。と申しますのは、先ほど問題になりましたように、およそ大臣がたくさん法案を出されたけれども、やもすればちつとも地についていない觀念的な私は法案だと思ひます。高田先生のお話のお答えでは、僻地教育の実態も十分よく知らないといふやうなお言葉の端に聞きましたのですが、僻地教育といふやうなことを、或いは離島教育といふやうなことを、私隣の県でございませうけれども、あの大臣の郷里の沖ノ島にも参りましたが、島根県でさへ僻地もあれば離島の教育に關して多くの問題を持つております。又今日のこの食生活或いは給食の問題にいたしましても、大臣の足下にもそういう問題をたくさんござつておる生活の実態を、教育の実態を大臣はちつとも把握しておられないように私は感ずるのです。そこで大臣の文教政策が宙に浮いた空転したものである。だから國民が支持しないと私はこういふふうな結論したいのでございませう。ですから簡単に最後の希望として申したいのであります。昨年私も北海道の、本當に僻地と申しましたよりか、人間の生活ではないやうな実体、子供の實体を見て参りました。これが日本の我々の同胞かと思つて私は幾たびか胸に熱い思いをしたものでございませうが、このやうなことでも一度大臣が御覽になつ

たら、何とか本場にそれらの子供を中
心に、この給食法案が考えられ、へき
地教育振興法が考えられ、離島教育振
興法或いは教育全般の方策が立てて行
かれるのではなからうかと思ふ次第
で、願わくは私は大臣にもつと生活そ
のものを或いは教育そのものを今後じ
つくり見て貰いて、その事実の上に立
つての或いは人間の本能の上に立つ
て、人間の肉体の上に立つての大連文
政というものを打立ててもらいたい
と、こゝろを打立ててもらいたい
ので、併せて希望いたしておき次第で
あります。

○相馬助治君 質疑が尽きたら、質疑
を打ち切られるように動議を出したいと
思ひます。(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○理事(御木幸弘君) 他に御質疑はこ
ざいせんか。本案に対する質疑は終
了したものと認めて御異議ございませ
んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○理事(御木幸弘君) 御異議ないと認
めます。
それではこれより討論に入ります。
御意見のおありのかたは賛否を明らか
にしてお述べを願います。
ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○理事(御木幸弘君) 速記を始めて下
さい。
○高橋通男君 私は只今問題になつて
おる政府提出の学校給食法案に賛成を
いたすものであります。
この学校給食の件に關しましては、
本院同僚議員からも同様の件名を持
ち、而も内容的には遙かに龐大なもの
を持つた法案が提出されておるのであ

りまするが、その点に關してはなお論
議を残しておる点がありますので、私
は只今のこの法案に對しまして次のこ
とを付帯決議案を上程して、諸兄諸姉
の御賛同を得たいと思ふのでありま
す。その決議案を朗誦いたします。

案

本法律案は、学校給食に關する最低
基準について規定したものに過ぎな
い。

本委員会は、学校給食が教育上、並
びに国民の生活改善上重要な意義
を有することに鑑みその対象、内
容、施設及び設備等の充実擴張のた
め、将来政府が、根本的綜合的計画
を樹立し、特に次の諸点について速
かにその実施に努力することを、強
く要する。

一、学校給食を義務教育諸学校及び
夜間の定時制高等学校の児童生徒
全体に對して行うこと。
二、学校給食費の負担に困難を感じ
る保護者(準要保護者)に對して
適當な援助の措置を講ずること。
三、小麦粉について全額国庫補助の
措置を講ずること。
四、脱脂粉乳等についても国庫補助
の措置をなすこと。

五、学校給食の施設及び設備の必要
経費について国庫補助の増額を計
ること。
六、学校給食を担当する栄養管理職
員及び必要な員数の調理に従事す
る職員の給与費についても国庫補
助の途を開くこと。

以上でございますが、この法案の第
一条の目的にも示されておることは、
質疑の段階においても論議されたこ
とく、この学校給食の問題は教育上の
見地から申しまして、又將來の我が
国の食糧政策、生活改善の上から申し
まして非常に重要な内容を持つもの
だと思ふのであります。そういう点か
らいたしまして、少年時代からこゝろ
う粉食等の慣習をつけるということ
は、私どもの育つて来た経験から申し
まして非常に重要なことと思ふので
ございませう。その上から現在数百万
人の児童が本法案の対象になり、或いは
すでに対象になつておつたのでありま
すけれども、なおこの法案の対象にな
り得ない、實際上なり得ない児童が相
当多いのでありますから、この法案の
第四条或いは第五条に掲げられておる
趣旨を十分に徹底して行われるように
この際希望を附加して私の賛成の討論
を終るものであります。

○相馬助治君 只今議題となつており
ます学校給食法案に對しまして、私
は社会党第二控室を代表して、只今高
橋委員提案の附帯決議案を附してこれ
に賛成の意を表するものでございま
す。

質疑の段階で荒木、高田、松原、吉田
委員等から指摘されたことは、かよう
な法律案が出される前提として、文教
政策並びに食糧政策という立場から根
本的総合的な計画の上に立つて事が運
ばれなければならぬというところが指
摘されました。私は極めて当然而も妥
当な見解であると考えます。さように
いたしますと、政府提案というものは
は事直に申しまして未熟にして而も不
完全なものと断ぜざるを得ないことを
本員としては遺憾とするものでござい
ます。第一条に、「児童の心身の健全
な発達に資し、かつ、国民の食生活の

改善に寄与するものである」と謳つてあ
るのでありまするが、本政府提案はこの
目的を完遂し得るものでないことは、恐
らく文部大臣御自身の考えの中にもか
ような危惧があられると私は推定いた
すのでございませう。少くともこの目的
を果すためには国の財政支出を義務付
けると同時に、本法が対象をいたしま
す児童生徒の分野についてもより深い
考慮がなされ、給食の基準についても
科学的な研究の所産としての計画が立
案され、食改善という面からはそれら
農林、厚生関係等におけるところの、よ
り円滑なる総合的の見地に立つた計画が
樹立され、且つ学校における設置者の
施設、設備に對する義務付けを明確化
すると共に、これが適切な指導補助
というものが財政的にも精神的にも確
実に完成されなければならぬという
ことが望まれると思ふのであります。

政府提案はこれらについて一応触れて
おりますけれども、積極的に国の支出を
義務付けるものでなく、且つ又任意に学
校給食をするものに対しては、かような
意味の指導をするという程度の立場を
とつておりますことは、現実にやむを
得ないとしても少くとも本法が新たに
制定されるときならば、それらの点に
ついてより一歩計画を推し進めた立案
が欲しかつたと思ふのでございませう。本
院は永井君ほか何名か提案の議員提出
の学校給食法案を提出されております。
私も実はこの法律案を中心として
審議を進め、政府提案のものを参考に
資したいと当初考えたのでございま
すけれども、国が置かれております
財政規模その他を考えると同時に
部当局がこの学校給食に關して立法を

しようとする意思そのものを高く評価
し、今後の善処をひそかに期待いたし
まして、政府提案を中心として今日ま
で審議を進めて参つたのでありまして、
議員提案に盛り込まれた内容について我々
は立法の意思を捨てたものでは絶対
にないのでございませう。従ひまして本
法案は甚だ不満の点があるのでありま
すけれども、高橋君提案の附帯決議案
はそれらのものを救うという意味合い
であります。併しながら附帯決議案は
飽くまで附帯決議案であつて、法律的
に行政府である政府を拘束するもので
ないことは勿論であり、私どもといた
しましては、どの程度附帯決議案に期
待を持つていいのであるかということ
を疑念なしといたしません。特に私は
会期末の今日に當つて、この法案のこ
の討論の段階で思ひますことは、参
議院の文部委員会としては幾つかの重
要法案に對し附帯決議を付することに
一点の妥協点を見出して法律案を成立
せしめて参りました。これは党派を離
れまして我々は参議院の權威に鑑みて
も、この附帯決議案の精神が政府によ
つて実現されることを飽くまで期待す
ると同時に別な言葉を以てするなら
ば、嚴重に監視しなければならぬ義
務を負ふものと期待するのでありま
す。免許法において然り、僻地教育の
問題において然り、只今問題になつて
おります学校給食法案について然り
であります。私どもはかような意味合
いにおきまして、是非其の附帯決議
の精神を大連文相はしみんと体得さ
れ、次の機会において、より完全なる
学校給食の方途が立法の面においても
實際の予算獲得の面においても請ぜら

れんことを全國民の名において、且つ又學校給食に關して眞摯なる運動を續けて來られた各団体の有識者の努力に對しまして、且つ又將來の日本を背負う子供たちのためにも要求してやまなものであります。以上希望条件を述べまして、附帯決議案を付して本案を賛成するものであります。

○高田なほ子君 私は社会党第四控室を代表いたしまして、只今審議されております學校給食法案に對しまして、高橋道男委員御提出の附帯決議を付しまして賛成の意を表するものでございませう。

憲法第二十六条はすべて國民はその能力に應じて教育を受ける権利を有する、このような精神の下に教育の機会均等を規定しております。學童給食の精神は、明らかにこの憲法第二十六条の精神を旨として教育の機会均等の實現の一環としてこれが行なわれなければならないことは大臣の御答弁の中にも明確に示されておる通りでございます。併しながらいこの過程において、國民の食生活改善という問題も出て來るのであります。要は児童の心身の発達を教育的に守つて行く、ここに主眼が置かれなければならないのでございませうが、ややともすれば今日の學童給食の経過から考えまして、こうした精神が逐次後退してゐることを甚だしく遺憾に思ふものでございませう。併しなから今日國民各位は漸く教育に對する関心を深め、なかなづくその中で最も國民の関心を深めてゐるものはこの學童給食問題でございます。國民の大多數は、無条件に學童給食に賛成する数は、一部の統計によれば八四％という高率を示していることは、これは忘れ

ることのできない私は数字であらうかと思ふのでございませう。今日の學童給食は、ただ単に一部の貧困児童を対象にしたたり或いは特定の者を対象にしたたりするのではなくて、日本の生産の基礎になるもの、その基礎こそがこの學童給食の中に織込まれてゐるという日本再生の基礎をここに求めるといふ非常に大きな問題であればこそ、今日各員の中にはこの未熟なる政府提案の法案に對して、眞剣なる論議が交わされたといふことは論を待たないところであらうと思ふのでございませう。私はしみ／＼ここに七年前のことを思い出したのでございませうが、大連文部大臣はややともすれば教員組合に對して冷たい批判をされて参りました。敗戦後のあの食糧事情の困難な中において學童が如何にみじめな状態において學習し、教師が如何に困難な食糧事情の中に児童を守つて來たか、当時私は教壇の一教師として教員組合を通して初めて日本に學童給食実施の叫びの声をあげた張本人の一人として、今日この法案に向いまして思い新たなるものがございませう。ここにお見えの荒木委員も、当時教員組合の委員長をされておつたのであります。なかなづく二十五萬の婦人教師は、本當に子供のためにすべてを忘れて何と申して子供たちの心身を守り抜きたいと全國的な署名運動を起したことは、私は今でも胸の熱くなるような思いがしてなりません。マツカーサーのおられる所へ直接参上をし、パンカー大佐に会いまして、我々は体當りを以てガリオア物資を獲得した。この歴史を我々は忘れてはならないと思ふ。併しそれからの六年、七年たちまして、依然とし

て學童給食は発展せず、その間國民の熱烈な運動に支えられて、漸く消さば消えなるとするやうな學童給食が今日まで続けられて來たことは、本當にこれは國民の熱意がここにあらうのだといふことを文部當局は三省、四省して、この法律の提案を機会にして心を凝めて國の聲に耳を傾けてもらいたいものだと思ふのです。私は昨年ヨーロッパ並に北ヨーロッパの各國の學童給食の實情を視察して参りました。或るところは無償であり、或るところは有償でありました。けれども學童給食の問題についてはいづれの國といひましてもすべて誠心誠意児童の心身の発達のために、その國の眞の獨立のために、深い愛情と誠意がここに注がれてゐるといふことを私はこの眼を以て見てとつて参つた。併し振返つて見るときに、今日の日本の學童給食の問題を單なる一枝葉末節の問題として取り上げられておらない。即ちこういう精神の持ち方によつて出て來ました本法案でありますから、科學的な基礎も持たなければ、現実問題を解決しようという熱意もなければ、ただ單に我々の参議院としての良識がここに心からなる附帯決議が出されたといふのに過ぎないといふことは誠に私は申訳ない次第であると思ふのでございませう。今日國民の運動が盛んになるにつれて、本法案の提出を心から願う各位は今日も本委員会に参られまして、どうぞ一時間も早く上げてと仰せられておりますけれども、つら／＼考えてみれば、誠にこの内容はアなものである、チンドン屋の広告と余り違わないという私は惡態をつきまじしけれども、我々學童給食運動の実施に當つて参りました者は、

そういう誠に言ひようもない憤りの氣持を以てそういうことを言わざるを得なかつたのであります。附帯決議はややともすれば法案が通過するときお体裁的に作られる場合が多いのです。而もこの附帯決議が完全に実施されたといふ例を私は不幸にして知らないのです。どうぞ日本の二千萬の児童のためこの學童給食法案に附けられました附帯決議は國民の聲としてこれが實際に実施されますやう、特に私は僻地教育並びに定時制高校の恵まれない谷間にある児童をどうぞ念頭において、これが將來閣僚一致の盛り上つた氣運の中に、子供のためによい解決が得られるといふことに一樓の期待を託しながら討論を終ります。

○中川幸平君 自由党を代表いたしまして本法案に賛成の意を表します。なお高橋委員提案の附帯決議に賛成の意を表したいと存じます。先刻来質疑の段階において各委員から指摘された通り、本法案の内容に非常に不徹底な点のあることも存じますが、國家財政の現状からいいたしまして、やむを得ない事情と了承いたします。併しなから國家將來の食生活の改善或いは幼児の体位の向上或いは父兄の間というやうな点から考えまして、どうしても完全給食を実施してもらいたいという意見の一人であるのであります。仮に小学校だけを完全給食いたして半額負担をいたしましたとしても相当な金額になるのであります。が、學校給食を対象として新たな財源を考へても決して國民の非難を受けることはないと存じます。これらの点を十分お考え下さつて先刻相馬委員も言われたごとく大連文相の政治力によつて何とかその点を実施して頂

きたいという要望をいたしました。本法案に賛成の意を表する次第であります。○松原一彦君 私は参議院の改進党を代表して本案に對する賛成の意を表します。併せて附帯決議にも賛成いたします。私は將來の日本の學童が學校に行く時に弁当を持つて行かないで、すむ時代の來ることを熱望いたします。冬に温かい雑炊でも食べられ、温かい湯が給せられ、それ／＼その土地のものが豊かに食糧の區別なく一堂で以て子供の腹を満たすといふ時の來ることをば望んでやまないものであります。この理想は貧乏人は麦を食ふといふところからは生えないのであります。さつき文相が無償といふことについて疑義があるといふことのお話がありました。やりますならば社會理想としても無償であつて欲しい、富貧の差別があつてはいけません。貧乏人だけに恵んでやるといふ思想から學校給食が行われなければならない私は思ふのであります。さういふ意味におきまして私はこのやうな問題は濫設してはいけません。よほどの計画性を持つて総合的に國策の一環としてやらねばならないのであります。殊に日本は今貧乏であります。その貧乏の中から復興せなければならぬ大きな責任を持つておる次第であります。英國の國民があの戦後の食生活に耐乏をみずから勵行して、さうして今日を築いて行つておる。西ドイツの復興の状態から考えましても日本の現状は衣食住共に余りにめちやくちやであります。少しもそこには全体的考慮が払われておらんとする者がある裏には欠食児童がおびただし

く現われており、一家心中が現われて誠に悲惨な現実であります。かようなことは我が民族の今後復興して行く姿とは思われぬのであります。かような面から見しても文部行政のあり方は私はよほど考えなければならぬと思ひます。徒らに間口を拡げて世におもねるような看板だけであつてはならぬと思ふ。

世に抗してつかむべきところをば重点的につかんで、それが年次計画的にじり／＼と上つて行くものであつて欲しいと思ひますので、私どもが私は教育者の出身でありますが、どうかして平和なる文化国家の基調をば教育に置きたいと思つて出て参つたものの一人であります。従つて本當に有効な適切な計画的な文教行政が行われますことを祈つてやみません。そのためには我々は文部大臣の後を押すことにやぶさかではないのであります。どうぞ御計画の上には冷静に長き将来のために現状を把握せられて、前進的な計画のある政策をお打ち立て下さるよう希望してやみません。給食問題は実に重大でございます。が、ここに現われておるものではこれは殆んど問題にならないのであります。けれども、大きな理想は急に実現しませんから、この緒の上に立つて徐々に充実の行われますように期待いたしまして、私は一応本案に賛成の意を表するものでございます。今後共にどうか大局から見たる計画を是非お立て頂いて、そうしてそれが財政の裏付けのできるようなものにして空疎なる名前だけの間口に終らないように切望いたしますのでございます。

○理事(細木亭弘君) 他に御発言はございませんか。他に御発言もないようでございますから討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(細木亭弘君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。学校給食法案全部を問題に供します。本案に賛成のかたの御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○理事(細木亭弘君) 全会一致でございます。よつて学校給食法案は全会一致を以て原案通り可決されました。

次に討論中にありました高橋君提出の附帯決議を採決いたします。高橋君提出の通り附帯決議を附することに賛成のかたは御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○理事(細木亭弘君) 全会一致でございます。よつて高橋君提出の通り附帯決議を附することに決定いたしました。なお本会議における委員長の日頭報告の内容等については例によりまして委員長に御一任願ひます。

それから議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますので、本案に賛成されたかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

荒木正三郎	相馬 助治
中川 幸平	吉田 萬次
高橋 道男	安部キミ子
高田なほ子	松原 一彦
長谷部ひろ	

○理事(細木亭弘君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

五月二十七日日本委員会に左の事件を付託された

一、学校給食法案(予備審査のための付託は四月八日)

五月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、教育公務員特例法の一部を改正する法律案(荒木正三郎君外十九名発議)

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法の一部を改正する法律

教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(条件附任用)

第十三条の二 公立学校(大学を除く。以下この条において同じ。)

の校長又は教員で地方公務員法第二十二條第一項の規定により正式任用になつてゐる者が、引き続き

同一都道府県内の公立学校の校長又は教員に任用された場合には、その任用については、同条同項の規定は適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の教育公務員特例法第十三条の二に規定する者が、この法律施行前、引き続き同一都道府県内の公立学校(大学を除く。以下同じ。)

の校長又は教員に任用された場合(その者が更に引き続き同一都道府県内の公立学校の校長

又は教員に任用された場合を含む。以下において、その任用がこの法律施行の際既に条件附のものがあるときは、その任用は、この法律施行の日正正式のものとなるものとする。

昭和二十九年六月十四日印刷

昭和二十九年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局